

今回は、介護保険サービスについてご紹介します。

介護保険サービスを利用するには、まず要介護認定が必要です。要介護認定を申請し、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けます。

認定を受けた後は、ケアプランにもとづいて介護保険サービスを利用できます。

《在宅サービスを利用希望の方》





ケアマネジャー（居宅介護支援相談員）と相談し、ケアプラン（1カ月のサービス計画表）を作成してもらうことで、サービスが利用できます。

《地域密着型サービスや施設サービスを利用希望の方》


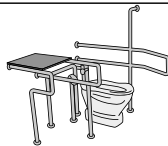

各施設へ相談してください。

下記には、介護保険サービスの一覧を掲載しています。


＜在宅サービス＞

サービスの種類		内 容
通所して利用	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を受けられます。 (日帰り) 
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを受けられます。(日帰り)
訪問を受けて利用	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 ※通院乗降介助は要支援1・2の方は利用できません。 
	訪問入浴介護	ホームヘルパーと看護師が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。
	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリテーションを行います。 
	訪問看護	疾患などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。 
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



<在宅サービス>

サービスの種類		内 容
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2、要介護1の方は、その身体の状態から必要であると想定しにくい用具(車いすなど)は、原則として保険給付の対象外です。 
	特定福祉用具販売 (福祉用具購入費支給)	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、年間10万円を上限にその購入費を支給します。 ※指定事業者以外(ホームセンターなど)での購入は、支給対象とはなりませんので、事前にご相談ください。
	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ※事前申請が必要です。 
短期間入所	短期入所生活介護 ／療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設や医療施設に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 
在宅に近い暮らし	特定施設入居者生活介護	ケアハウス・有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供します。

<地域密着型サービス> ※原則として他市町村の事業所は利用できません。

サービスの種類		内 容
地元での暮らし	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じたサービスを受けられます。
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の方が、共同生活をしながら、食事・入浴・排せつなどの日常生活の支援や訓練が受けられます。 ※要支援1の方は利用できません。 

<施設サービス> ※要支援1・2の方は利用できません。

サービスの種類		内 容
施設に入所	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が、日常生活上の支援や介護を受けられます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している方が、在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを受けられます。 
	介護療養型医療施設 (療養病床など)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方が、医療施設で療養上の管理や介護を受けられます。 

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ~安心で便利な口座振替を!~

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)